



税金のお知らせ

平成22年度

市県民税の主な改正点

新しい住宅ローン特別  
控除の創設と手続き方  
法の変更について

(1) 改正内容

平成21年から平成25年までに新築または増改築の住宅に入居した人で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を個人住民税から控除する制度が創設されました。また、平成11年から平成18年までに入居した人に適用されている住宅ローン特別控除は、給与支払報告書や確定申告書に住宅ローン特別控除に関する事項が記載されることで適用が受けられますので、住宅ローン特別控除申告書を市へ提出することが不要となりました。

(2) 控除額

次のいずれか小さい額（最

高9万7千5百円）

① 所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

② 所得税の課税総所得金額等の額に、5%を乗じて得た額

(3) 控除適用期間

所得税の住宅ローン特別控除の適用を受けている期間

(4) 注意事項

① 平成21年から平成25年までに入居した人は、1年目は税務署で所得税の住宅ローン特別控除の確定申告が必要で  
② 平成21年から平成25年までに入居した人の2年目以降と平成11年から平成18年までに入居した人で、給与所得のみで年末調整が済んでいる人の場合、勤務先から「給与支払報告書」が

市へ提出されていれば、手続きや申告の必要はありません。ただし、年末調整が済んでいない人や、給与所得以外の所得がある人については、税務署での確定申告が必要で

③ 山林所得や退職所得がある人、平均課税の適用を受ける人は、控除額が異なる場合がありますので、税務課市民税係へご連絡ください。

④ 平成19年から平成20年までに入居した人は、対象となりません。

(5) 所得税におけるバリアフリー改修促進税制・省エネ改修促進税制の特別控除（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の特別控除）は、市県民税の住宅ローン特別控除の対象とはなりません。

上場株式に係る配当  
所得の確定申告方法  
の変更について

(1) 改正内容

平成21年1月1日以降に支払いを受けるべき上場株式等に係る配当所得について確定申告する場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できるようになります。（同一年中に申告する上場株式等に係る金額の合計額についての選択になります。一部について選択することはできません）

(2) 制度の概要

① 総合課税を選択した場合の市県民税の税率は10%、申告分離課税を選択した場合3%です。

② 申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用はありません。

③ 申告分離課税を選択した場合、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算が可能です。

④ 申告分離課税を選択した場合も合計所得金額（扶養控除や非課税の判定に使用します）の算出に含まれます。

問い合わせ

市県民税の関係は、税務課  
市民税係 ☎内線330、  
331、336  
所得税の関係は、筑紫税務  
署 ☎(923) 1400

